

## 平成27年度小規模保育事業の運営事業者募集に関する質問と回答

質問内容	回答
耐震基準を満たしていることが証明できる書類、耐震補強済みであることが証明できる書類とはどのようなものか。	特にこちらで指定している証明書はありません。任意の様式で証明してください。なお、市の補助を受けて耐震改修を行っている場合は「住宅耐震改修証明書」等で確認できる場合があります。
戸建て住宅の1階及び2階を使用して事業を行うことは可能か。	戸建て住宅での事業実施は可能ですが、2階部分を保育室等として使用する場合は2階の設備の基準を満たす必要があります。
各圏域に1か所ずつ、複数圏域の応募は可能か。	可能です。
「直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している事業者ではないこと」とあるが、損失の計上とは税引き後のことか。	お見込のとおりです。
「保育に従事する職員の人数」について「1・2歳児おおむね5人につき1人」とは1・2歳児の合計につきおおむね5人につき1人ということか。また、「おおむね」とはどういう意味か。	合計です。また、「おおむね」については児童福祉最低基準における考え方と同じです。
既存の保育所等との距離に制限はあるか。	ありません。
賃貸物件により事業を実施する場合は賃貸契約の契約期間に制限はあるのか。	ありませんが、小規模保育事業実施期間によっては、改修費等の補助金を返還していただく場合があります。
入札について指名業者の選定基準はどのようなものか。	指名業者は可能な限り市内業者を優先し、かつ、30%以上は市外の業者を指名してください。また、1000万円未満の工事についてはできる限り格付Eランク事業者を選定してください(Eランク事業者からの選定が困難な場合はC、Dランクの事業者から選定することも可能です)。
半地下の物件でも応募は可能か。	募集要項に記載のとおり「児童の保健衛生上必要な採光及び換気等に十分に配慮された建物であること」を求めているほか、芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守してください。
法人だけでなく個人としても応募は可能か。	可能です。